

東日本大震災による被災者の皆様へ

東日本大震災による
労災保険制度に
関する
重要なお知らせ

■重要なお知らせです。
ぜひ、ご家族やお知り合いの方へもお伝えください。

東日本大震災による
労災保険制度に
関する
重要なお知らせ

労災保険制度のご案内

労働者の方が「仕事中」や「通勤中」に地震や津波により建物が崩壊したこと等が原因となつてケガや死亡された場合にはご本人やご家族の方は、「労災保険」による給付（※）を受けられます。

（※）治療や投薬、遺族年金・一時金などです

1 労災保険の「請求」について

- ◎「被災された労働者の方」や「ご家族の方」が請求を行ってください。
- ◎今回の地震によるケガや死亡等に関する労災請求は、「全国の労働基準監督署」で受け付けます。
- ◎労働局が実施する出張相談等の場でも請求書を受け付けます。
- ◎労災請求は、医師や事業主の証明がない場合でも受け付けます。また、ケガの治療や投薬については、所定の請求書が入手できない場合であつても医療機関で受診できます。

2 行方不明の場合の特例の創設について

- ◎東日本大震災により3ヶ月間生死がわからない場合、又は死亡が3ヶ月以内に明らかとなつても、その死亡の時期がわからない場合には、平成23年3月11日にその方が死亡したものと推定し、労災請求が可能です。

3 労災保険の「認定」について

- ◎労災請求を受け付けると、労働基準監督署では賃金の額がわかる資料等、関係書類をもとに調査を行います。
また、事業場が倒壊するなどにより、関係書類を紛失している場合には、ご本人や、事業主、関係者からの申し立て等により、補充のための調査を行います。
その際、左記A～Eの事項についてお尋ねしますので、ご協力よろしくお願いします。
- A 労災保険の対象となる会社か否か B 被災された労働者であるか否か
C 仕事や通勤が原因で被災されたか否か D 毎月の給与や賞与の額 E 家族の状況や生計の維持など

4 労災保険Q&A



Ministry of Health, Labour and Welfare

ひと、くらし、みらいのために

- ◎ 東日本大震災により、災害救助法が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）にお住まいの皆さまの定期報告書（労災就学援護費の定期報告書も含む。）の「提出期限」（通常は6月30日）が、平成23年8月31日に延長されることとなりました。
- ◎ 定期報告の添付書類である診断書について、主治医の診断が受けられないなど、期間内に添付書類の準備が困難な方は、労働基準監督署にご一報の上、定期報告書を期間内に提出するとともに、後日添付書類を追加で送付していただくようお願いいたします。

5 被災された労災保険年金・特別遺族年金受給者の皆さんへ

- Q** 仕事中に地震や津波に遭遇して、ケガ（死亡）をしたのですが、労災保険の給付を受けられますか？
A 仕事中に地震や津波に遭い、ケガをされた（死亡された）場合には、通常、業務災害として労災保険給付を受けることができます。また、通勤途上で被災された場合も同様に労災保険給付の対象となります。

- Q** 地震や津波に遭遇して死亡した場合、その遺族はどのような保険給付を受けることができるのですか？
A ケガに対する治療や投薬に係る療養（補償）給付、ケガのために仕事が出来ない期間に支払われる休業（補償）給付、後遺障害に対して支給される障害（補償）給付（年金又は一時金）などがあります。

- Q** 地震や津波に遭遇して死亡した場合、その遺族はどのような保険給付を受けることができるのですか？
A 被災者が亡くなられた場合は、ご遺族に対して遺族（補償）給付（年金又は一時金）が支給されます。

Q 遺族（補償）年金の対象範囲を教えてください。

- A** 配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹が対象となります。

（配偶者以外については、亡くなられた労働者の収入によって生計を維持させていた等、一定の要件が必要となります。）

Q 仕事中に津波にあって、未だ行方不明の場合でも労災保険の請求はできるのでしょうか？

- A** 特例により、東日本大震災による災害により行方不明となり、生死がわからない場合でも、労災保険の遺族年金又は一時金の請求ができます。

Q 父が会社から帰宅途中（仕事中）と思われる時間帯に、津波にあい亡くなりました。

- A** 被災した状況が全くわからないのですが、労災保険の請求はできるのでしょうか？

A 被災の状況が不明な場合であっても、明らかに通勤（業務）とは

別の行為を行っていることが判明している場合を除き、通勤灾害（業務災害）として認定されます。
請求書を受け付けた上で調査いたしますので、労災請求をしていただくことをお勧めします。

Q 災害弔慰金をもらっているのですが、労災保険の請求はできるのでしょうか？

- A** 災害弔慰金を受給されている場合であっても、同時に労災保険給付を受給することができます。

したがいまして、労災請求を行うことができますのでご安心ください。

制度の詳しい内容や手続きについて、
まずは最寄りの労働基準監督署または、
労働局にお問い合わせください。

| | |
|-----------------|--------------|
| 青森労働局労働基準部労災補償課 | 017-734-4115 |
| 岩手労働局労働基準部労災補償課 | 019-604-3009 |
| 宮城労働局労働基準部労災補償課 | 022-299-8843 |
| 秋田労働局労働基準部労災補償課 | 018-883-4275 |
| 山形労働局労働基準部労災補償課 | 023-624-8227 |
| 福島労働局労働基準部労災補償課 | 024-536-4605 |
| 茨城労働局労働基準部労災補償課 | 029-224-6217 |
| 栃木労働局労働基準部労災補償課 | 028-634-9118 |

| | |
|------------------|--------------|
| 群馬労働局労働基準部労災補償課 | 027-210-5006 |
| 埼玉労働局労働基準部労災補償課 | 048-600-6207 |
| 千葉労働局労働基準部労災補償課 | 043-221-4313 |
| 東京労働局労働基準部労災補償課 | 03-3512-1617 |
| 神奈川労働局労働基準部労災補償課 | 045-211-7355 |
| 新潟労働局労働基準部労災補償課 | 025-234-5925 |
| 山梨労働局労働基準部労災補償課 | 055-225-2856 |
| 長野労働局労働基準部労災補償課 | 026-223-0556 |

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

◎厚生労働省ホームページアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/index.html>

※労災保険に関する相談については、専用ダイヤルでも受け付けております。

【労災保険相談ダイヤル】0570-006031